

身体障害手帳による主な支援制度

制 度 名	概 要	身 体 障 害 者 手 帳	申 請 窓 口
補装具費支給	失われた機能を補い日常生活等を容易にするため義肢・装具・補聴器等の補装具の購入・修理・借受けに係る費用を支給	○	社会福祉課
日常生活用具給付	自立生活支援用具等の給付	○	社会福祉課
障害福祉サービス	居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所、施設入所・通所等のサービスを利用する。	○	社会福祉課
自立支援医療(更生医療)給付	障害の部位を手術・治療することにより、障害の程度が軽くなり、日常生活上の能力に期待がもたれる障害に対して行う医療費の給付	○	社会福祉課
療養介護医療費給付	進行性筋萎縮症の医療費(18歳以上)の給付	重度	社会福祉課
重度心身障害者(児)医療費助成	重度の心身障がい者(児)・重度の精神障がい者に対する医療費助成	重度	保険給付係
特別児童扶養手当(20歳まで)	障害のある児童を養育する父母等に支給	重度	社会福祉課
特別障害者手当(20歳から)	著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障がい者に支給	重度	社会福祉課
障害児福祉手当(20歳まで)	最重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする児童に支給	重度	社会福祉課
JR運賃割引	50%割引→療育手帳「A」・身体障害者手帳「1種」は、本人と介護者療育手帳「B」・身体障害者手帳「2種」は、本人のみ * 100Kmを超える時から適用	○	購入窓口
バス運賃割引	50%割引→療育手帳「A」・身体障害者手帳「1種」は、本人と介護者療育手帳「B」・身体障害者手帳「2種」は、本人のみ	○	手帳提示
有料道路通行料金割引	50%割引→身体障がい者(手帳1級～6級)が自ら運転する場合 第1種身体障害者又は療養手帳Aの方の介護のために運転する方 * 事前に担当窓口で手帳に検印を受ける必要あり	○	社会福祉課
航空運賃割引	各航空会社により割引率が異なります。	○	購入窓口
タクシー利用料金割引	10%割引	○	手帳提示
重度障害者ハイヤー利用助成	重度の障がい者が利用した場合、障害者割引後の金額に対し基本料金を助成 * タクシーチケット(月1枚とし、申請月から年度末までの月数の枚数)	重度	社会福祉課
NHKテレビ受信料の減免	全額免除→世帯全員が市民税非課税世帯の場合 半額免除→世帯主が重度の障がい者の場合	○	社会福祉課
軽自動車税の減免	本人以外の運転の場合 → 通学・通院等常時介護している旨の証明書が必要 本人の運転の場合 → 手帳の級により減免されない場合があります。 軽度は該当しない。	○	市役所税務課
文化施設等利用料減免	施設により内容が異なります。	○	各施設窓口